平成25年度

第3回東京都食品安全審議会

日時:平成26年2月14日(金)午後3時00分~ 場所:東京都庁第二庁舎31階 特別会議室27

午後2時59分開会

【田﨑食品監視課長】 それでは、お待たせいたしました。

定刻となりましたので、ただいまから平成25年度第3回東京都食品安全審議会を 開催させていただきます。

委員の皆様にはお忙しいところ、また、悪天候の中、ご出席頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。西島会長に進行をお願いするまでの間、私、福祉保健局食品監視課長の田﨑が司会を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは座って進行させていただきます。

まず、委員の皆様の出席状況の確認でございます。

本審議会は、東京都食品安全審議会規則第5条に基づきまして、委員の過半数の出 席がなければ開催できないことになっております。

ただいまご出席いただいている委員は、全部で16名で、委員総数23名の過半数に達しており、定足数を満たしていることをご報告申し上げます。

なお、本日は、江木委員、関川委員、中谷内委員、花澤委員、増山委員はご欠席の 旨、連絡を頂戴しております。小島委員と岡部委員は、遅れていらっしゃると思われ ます。

ご発言の際は、目の前のマイクの下のボタンを押していただきまして、赤いランプが点灯してからご発言していただければと思います。

本日の資料でございますけれども、お手元に開催の次第、それから委員名簿、条例・規則、審議会の規則でございます。こちらの資料がございますのでご確認ください。

あと、資料につきましては、資料1から8まで、参考資料は1から5まで、それから、机上の資料として、東京都食品安全推進計画をお配りしておりますので、ご確認願いたいと思います。

それでは、報道の方の皆様につきましては、冒頭の頭撮りはここまでとさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、以下の進行は西島会長のほうにお願いしたいと存じます、

西島会長、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【西島会長】 それでは、よろしくお願いいたします。

本日は、まず、議事1といたしまして、弁当等に関する食品販売の規制の在り方について、答申案を審議した後、答申を行います。

続きまして、議事2といたしまして、東京都食品安全推進計画の改定についての諮問となります。なお、本日は雪が降ってまいりまして、電車がそろそろ遅れ出しておりますので、限られた時間ではございますが、なるべく効率よく審議をしたいと思いますので、協力方、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

11月19日に開催されました、先の審議会で、弁当等に関する食品販売の規制の 在り方について、中間の取りまとめを行い、その後、広く都民に公表し、意見募集を 実施いたしました。 それらの意見を踏まえ、その後、大屋副会長を部会長とする検討部会において、さらにご検討をいただき、食品安全審議会答申案として取りまとめていただきました。 審議会の委員の皆様には、審議会答申案が事前に事務局から送付されていることと思います。

本日は検討部会からの答申案をご報告いただき審議いたします。

それでは、答申案について、検討部会部会長の大屋副会長よりご説明をお願いいた します。

【大屋副会長】 説明させていただきます。

前回の本審議会に報告いたしました、中間まとめに対する本審議会で検討をいただきました議論内容と、中間のまとめに対するパブリックコメントの結果を踏まえて、 1月17日に検討部会を開催し、議論、検討をいたしました。

そして、検討部会として本日皆様のお手元に配付してございます資料4のとおり、 弁当等に関する食品販売の規制のあり方について、その答申案を作成いたしました。 検討部会では、語句等、細部に関して幾つかの修正点がありましたが、それらについ ては後ほど事務局から説明させていただきます。

また、検討部会の委員からは、答申後の新たな制度策定に関して、消費者が関係の業者を的確に把握できる制度設計をしていただきたい。新たな制度が今後、衛生面の改善につながっているのか、その確認、検証をしてもらいたいといった意見や、路上における弁当販売については、道路使用、交通等への影響など、衛生面だけでは解決できない問題も含まれているといった意見も提示されました。

これらの詳細については、事務局から説明させていただきます。よろしくお願いします。

【高橋食品安全担当係長】 食品監視課食品安全担当係長の高橋でございます。

それでは私から答申案についてご説明させていただきます。使います資料は、資料 1、2、3、4の四つでございます。

まず、中間のまとめでございますけれども、こちらは11月に開催しました第2回 食品安全審議会において取りまとめられております。ですので、ここでは中間のまと めからの修正点、これを中心にご説明させていただきます。

それでは資料1をごらんください。

中間のまとめに対する意見募集の結果についてです。

中間のまとめに対しまして、消費者や事業者といった都民の方からの意見を幅広く聞くために、パブリックコメントを実施した、その結果となります。

まず、1としまして、募集期間ですけれども、平成25年11月26日から12月11日まで、1016日間となります。

2としまして、意見送付者数でございますけれども、全部で14の個人や団体から ご意見をいただいております。内訳は、消費者が5名、事業者が3名、事業者団体が 2団体、分類できなかった方をその他として4名としております。

3としまして、ご意見の内容です。ご意見は中間のまとめに対して、1名の方から 複数のご意見が寄せられるケースもありましたので、全部で32件に分類して記載し ております。 ご意見でご指摘のあった中間のまとめの該当箇所に沿って表で記載しています。表は左の列から順に中間のまとめの該当箇所、いただいたご意見、ご意見に対する考え方という形式でお示ししてあります。この考え方というのは、審議会としての考え方、そういった位置づけになります。

全般的に、いただいたご意見に対する考え方なのですけれども、基本的には、これまでの審議会での検討の経緯ですとか検討の結果、それから結果から得られた今後の方向性、こういったものをご説明しております。

それから、制度の運用ですとか、そういったことにかかるものについては、ご意見として承る旨、これを考え方とさせていただいております。

ご意見の内容を踏まえまして、本文を修正した箇所がございますので、その箇所を ご説明させていただきます。

資料1の7ページ目をごらんください。

7ページには5件の意見を記載しておりますけれども、そのうちの4件目、下から2番目になります。このご意見をごらんください。「近年、屋外での弁当販売が増加し」とあるが、その背景に全く触れておらず、安価ないわゆるワンコイン弁当と一方的に表現するなど、消費者に対してだけでなく、業者に対する偏見と思わざるを得ない。一人の都民としても、これらの表現と位置づけに納得できない。

こういうご意見でございまして、ご意見の趣旨としましては、安価ないわゆるワンコイン弁当、こういう表現の「安価な」ですとか、「ワンコイン」、この「価格が安い」という表現が不適切であると、そういうものだと考えられます。このため「手軽に購入できる弁当」と文言を修正いたしました。

それでは、続いて答申案についてご説明いたします。

資料2をごらんください。1枚の紙になっております。

中間のまとめから、答申案とするに当たり修正したページを抜粋してあります。

修正した箇所には下線を引いております。一部は見え消しでお示ししてあります。

まず1枚目の1ページになります。「はじめに」の2段落目でございますが、「近年」の次に、「安価ないわゆるワンコイン弁当を求めるサラリーマンの増加に伴い」という表現、この表現のうち、「安価ないわゆるワンコイン弁当」という表現を、パブリックコメントを踏まえまして、「手軽に購入できる弁当」と修正しております。また、「サラリーマン」の次に、「等」のところに下線が引いてございますけれども、等と追記しております。こちらは第4回検討部会で、委員の方から利用者はサラリーマンだけではないのではないかと、そういったご指摘ございましたので、等と付け加えさせていただいております。

次に3段落目ですけれども、「こうした状況の中、」以降です。ここは、中間のまとめでは「中間のまとめを取りまとめた」という内容になっておりましたけれども、これを「答申として取りまとめた」と、そういう表現の内容を修正したものということになります。

資料2の2枚目、めくっていただきまして、本文中の7ページ目になります。

第2、弁当業者の現状と課題、1、弁当業者の現状、(1)ですけれども。

【西島会長】 すみません。資料4でしょうか、資料2の次のページではなくて、

資料4でしょうか。

【高橋食品安全担当係長】 大変申し訳ございません。資料2で、本来ですと7ページ目で修正した箇所を記載していたのですけれども、申し訳ございません。

今、お手元にお配りしておりませんので、代わりまして資料4の答申案をごらんください。

7ページ目、第2、弁当行商の現状と課題でございます。

ここの1、弁当行商の現状、ここの(1)でございますけれども、「都心オフィス街で手軽に購入できる弁当を求めるサラリーマン等の増加」とあります。ここの「手軽に購入できる弁当」、これが、もともと「ワンコイン昼食」という表現でございました。このため、「はじめに」とあわせまして、「手軽に購入できる弁当」という表現を変えてあります。また、「サラリーマン」、こちらも、「はじめに」と同様に、「等」という文字を付け加えております。

中間のまとめから答申案にするにあたりまして、本文を修正した箇所というのは以上となります。

次に資料3でございますけれども、A3の1枚の紙になりますが、答申案の概要を 1枚でお示ししたものでございます。

こちらは、第2回の審議会でも中間まとめの概要という形でお示ししたものでございます。

そこで、修正した箇所としましては、先ほど申し上げた箇所となります。具体的に は左の欄の真ん中ほどに、現状と課題とございます。

ここの一つ目の丸、弁当行商の現状、ここに、本文の修正とあわせて、「手軽に購入できる弁当」、それから「サラリーマン等」の、「等」の追加、このような修正を行っております。

資料3の修正箇所は以上でございます。その他は中間のまとめの概要と同じでございます。

資料4でございます。

資料4は、修正箇所を反映した答申案の全文ということになります。本文の修正は 先ほどご説明したとおりです。

それ以外の本文は中間のまとめと同じとなりますので、今回、詳細な説明は割愛させていただきます。

なお、中間のまとめから一部資料を追加してありますので、その点、ご説明させていただきます。

表紙をめくっていただきますと目次がございます。

この目次の2枚目、こちらの一番上に参考資料とあります。この参考資料1から9ございますけれども、こちらは中間のまとめでも同じものがついてございます。

その下の附属資料、それから参考法令等とございます。この二つを追加したのですけれども、この附属資料といいますのは、諮問書ですとか委員の名簿、それから審議会の経過、附属資料5では中間のまとめに対する意見募集の結果、これは資料1でお配りしたものと同じものですけれども、それと食品安全条例の条例、規則の本文となります。

それと、附属資料の下に参考法令等とあります。これは、今回の答申に関連します 参考法令、通知を掲載しております。食品衛生法ですとか、食品衛生法施行条例、食 品製造業等取締条例、これらの抜粋、それと参考通知としまして国からの通知である 弁当及びそうざいの衛生規範について、それと通知2としまして、東京都の通知であ ります弁当類の行商に関する衛生確保について、この資料を追加しております。

最後に、1月の検討部会で委員の方からご指摘を受けまして、事務局で確認した箇 所がございますので、その点をご説明いたします。

資料4の答申案2ページ目をごらんください。

第1、検討の背景、1(1)に、許可等とございます。

この4段落目に、「さらに」とあります。それ以降ですけれども、「昭和37年、にぎりめし、赤飯、豆腐等による食中毒が多発したことから、取締条例の販売業の許可業種に弁当類又はそう菜類、販売業を追加した。また、興行場等でにぎりめしを移行しながら販売する実態があったことから、取締条例の行商の対象品目に弁当類を追加した。」と記載があります。

この記載に対しまして、にぎりめしですとか、赤飯、こういったもので食中毒が当時多発していたのであれば、行商用の弁当でも食中毒が発生したのではないかと、そういったご意見でございます。

そうであるとすれば、5ページ目になりますけれども、中ほど、2に、弁当による食中毒発生状況、こちらで、「都内では現在まで行商用弁当による食中毒の発生は認められていない」と、こういう記載がございます。この記載に矛盾が生じるのではないかと、そういったご指摘でございました。

このご指摘を受けまして、事務局で再度統計資料をさかのぼって調べてみましたけれども、やはり行商用弁当、これを原因食品とする食中毒、こういう事例はこれまで認められておりませんでした。ですので、ここの記載の修正は行っておりません。

答申案の説明は以上でございます。

【西島会長】 ありがとうございました。

それでは、ただいま説明がありました答申案につきまして、ご意見、ご質問等がありましたら、よろしくお願いいたします。

前もって資料をお配りしてあると思いますので。

佐野委員、よろしくお願いします。

【佐野委員】 基本的には、この報告書どおりに、お弁当の衛生が確保されるということを期待しておりますが、ちょっと確認の意味で質問させていただきたいのですが。

この路上販売は衛生上望ましくないとして、路上から屋内や自動車での販売形態へ誘導すると書いてあるのですが、自動車と屋内とを比較した自動車販売についてのデータはあるのか、屋内と自動車を同等と考えていいものなのかというのが読めないのでお聞きしたいのと、もう一つは、この行商人のところですが、資料3の右側のほうの、弁当行商人の、2の②の人的要件で、食品衛生責任者の資格ということが書いてあります。今までは責任者の設置義務がないということだったので、これは届出制としていた。そうすると、これからは届出制ではなくて許可制ということになるのか、

もう一度ご確認をお願いいたします。

【西島会長】 事務局、よろしいでしょうか。

【平規格基準係長】 規格基準係の平と申します。

弁当の固定店舗と自動車との検査データについてですが、自動車だけのデータとしては持っていませんが、固定店舗の東京都内の過去数年間のデータを取りまとめ、今回、参考資料としてつけさせていただいたものと比べると不適合率が高かったという状況でございます。

【田﨑食品監視課長】 若干補足しますと、自動車については斟酌といいますか、 固定店舗とほぼ同等の施設基準になっております。例えば手洗いとかは自動車には設 置しなくてはなりません。固定店舗の衛生管理とほぼ同等のような形になっており、 自動車は衛生管理をきちっとできる移動可能な施設でございます。

それから、2番目のご質問でございますけれども、今回、検討部会のほうでもさまざまな検討をしていただきました。答申では設備要件あるいは人的要件という形で、一定の要件を具備させて、設備等も事前に審査する制度とすべきとしていただいております。

今後、具体的な内容につきましては、特別区、あるいは保健所設置市の関係自治体 と協議して、具体的な内容について検討させていただくという予定でございます。

また、お話の中にありました食品衛生責任者の資格も取っていただくという形で、 答申の内容を尊重して制度の構築を進めさせていただきたいというふうに考えており ます。

【西島会長】 佐野委員、よろしいでしょうか。

【佐野委員】 そうしますと、まだ届出制になるか許可制になるかというのは、わからないという理解でよろしいのですか。

【田﨑食品監視課長】 許可とか具体的な内容に進む前に、今、佐野委員がおっしゃった制度、条例などの改正等をやるということも含めて、都と関係自治体とも協議していかなくてはいけませんので、新制度の構築に向けて、これから行政のほうで検討させていただければというふうに考えております。

【西島会長】 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

他にご質問等はありませんでしょうか。

それでは、雪が降っておりますので、特に質問がないようでしたら、ただいまのご説明がありました答申案につきまして、中間のまとめからの修正点を大きく内容が変わるものではありませんので、答申としたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

【西島会長】 ありがとうございます。

本日の審議でいただいたご意見を踏まえ、若干の修正もないということで、これを 答申案とさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、答申を行いたいと思いますので、事務局で準備をよろしくお願いいたします。

【田﨑食品監視課長】 それではお待たせしました。

準備が整いましたので、西島会長から川澄福祉保健局長への答申をお願いしたいと

存じます。

西島会長、よろしくお願いいたします。

【西島会長】 昨年7月に知事から諮問を受けて以来、審議会を3回、検討部会を4回開催し、弁当等に関する食品販売の規制の在り方について審議を重ねてまいりました。

答申がまとまりましたので、審議会を代表して、川澄局長へ答申をお渡ししたいと 存じます。

弁当等に関する食品販売の規制の在り方について(答申)。

平成25年7月5日付。

25福保健食第531号で諮問のあったことについて、別紙のとおり答申いたします。

(答申手交)

【田﨑食品監視課長】 西島会長ありがとうございました。

それでは、川澄局長よりご挨拶申し上げます。

【川澄福祉保健局長】 福祉保健局長の川澄でございます。

ただいま西島会長から答申をいただきました。

委員の皆様方には、昨年7月の諮問以降、大変精力的にご審議いただき、本答申を まとめていただきましたことを心から御礼を申し上げます。

また、具体的かつ詳細な検討を行うために、検討部会を設置し4回にわたり専門的なお立場から、また都民の視点から活発なご審議をいただいたと伺っております。

検討部会座長の大屋副会長を始め、検討部会委員の皆様方にも重ねて御礼を申し上 げます。

答申では、弁当の製造から販売に至るまで確実に衛生を担保していくための合理的な規制の在り方を示していただきました。今後は答申でお示しいただいた方向性に沿って、特別区、保健所設置市と協議を行い、食品製造業等取締条例の改正を視野に入れ、所要の制度構築を図ってまいります。

皆様には、次期の審議会におきましても、引き続きご協力をいただくことになります。今後ともご指導とご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

【田﨑食品監視課長】 検討部会の委員の皆様にもご尽力いただきまして、どうもありがとうございました。事務局一同厚く御礼を申し上げます。

本日、頂戴いたしました答申書につきましては、後日、正式に印刷しまして、委員の皆様に改めて送らせていただくとともに、関係機関にも配付させていただく予定でございます。

また、本日の審議会終了後に報道機関に答申内容を提供する予定でおります。よろしくお願い申し上げます。

それでは、引き続きまして、東京都食品安全推進計画の改定につきまして、諮問書の交付を行いたいと思います。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

諮問書の写しを皆様のお手元に配らせていただいておりますので、よろしくお願い

します。

それでは、川澄局長よりお願いいたします。

【川澄福祉保健局長】 諮問書。

東京都食品安全条例第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり諮問する。

平成26年2月14日。

東京都知事、舛添要一。

- 1、諮問事項。東京都食品安全推進計画の改定について。
- 2、諮問理由。食品の安全確保は、都民が健康で豊かな生活を送るための基礎をなすものであり、食品の大消費地である東京において重要な課題の一つである。

東京都は、平成22年2月に東京都食品安全推進計画を改定し、総合的・計画的に 食品安全行政を進めている。

本計画は、国内外の社会経済を始めとする諸状況によって変化する食品安全に関する問題に対応するため、その計画期間を5年間としている。そこで、平成27年度以降の食品安全行政をより効果的に推進するための指針となる東京都食品安全推進計画の改定について、諮問する。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

(諮問書手交)

【田﨑食品監視課長】 それでは、ここで諮問につきまして川澄局長よりご挨拶を申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

【川澄福祉保健局長】 ただいま次期東京都食品安全推進計画の改定について諮問させていただきました。本計画は、東京都食品安全条例に基づきまして、平成17年2月の本審議会答申を踏まえ、同年3月第1期計画として策定をいたしました。その後、第2期計画として、平成22年度より現在の推進計画へと改定し、生産から消費に至る各段階で、各局連携の下、全庁横断的に食品の安全確保に関する施策を推進しているところでございます。

昨今、食の安全をめぐっては、ノロウイルスを原因とする大規模食中毒の発生や、 冷凍食品への農薬混入、また食品表示の偽装・誤表示等、対応する問題は多岐にわた っております。今回、第3期目の計画改定に向けた諮問になりますが、本審議会に諮 問させていただき、現行の推進計画の評価に加え、今後5年間の推進計画につきまし て検討をお願いする次第でございます。

推進計画は食品の安全を取り巻くさまざまな課題に対しまして、東京都が総合的かつ計画的に対応するための根幹を成すものでございます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

【田﨑食品監視課長】 それでは、川澄局長は公務のため、ここで退席させていただきます。

(川澄福祉保健局長退席)

【田﨑食品監視課長】 報道の方の撮影につきましては、ここまでとさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、西島会長、引き続きよろしくお願い申し上げます。

【西島会長】 それでは議事を進めさせていただきます。

諮問事項、東京都食品安全推進計画の改定について、事務局から説明をお願いいた します。

【高橋食品安全担当係長】 それでは引き続き、私、高橋からご説明させていただきます。

資料は、資料5、資料6、資料7となります。

まず、資料 5 。 A 3 の 1 枚紙ですけれども、こちらは机上に冊子をお配りしております、現在の東京都食品安全推進計画、この概要を 1 枚にまとめたものとなります。

それから、資料6。A4で、左にホチキスどめしているものでございますが、こちらは、推進計画の戦略的プラン、この平成25年12月末までの進捗状況となります。 次の資料7をごらんください。こちらもA3、1枚の紙になってございます。

順番が前後しますが、この資料7を使いまして、推進計画の改定のご説明をいたします。

東京都食品安全推進計画の改定について、概要を1枚にまとめてありますけれども、 まず、左上の枠をごらんください。

こちらに「食品安全推進計画とは」とありまして、推進計画を簡単に説明してあります。

丸で3点に集約しておりますけれども、1点目として、推進計画は、食品安全条例に基づいて食品安全審議会における審議を踏まえ策定することとなっております。

最初に策定した第1期、これは平成17年度から21年度までの5年間、それから、第2期、こちらが現行の計画となりますが、平成22年から26年度の5年間となっております。

今回、平成27年度以降の推進計画の改定について検討をお願いするものとなります。

2点目としまして、推進計画は生産から消費に至る各段階で、都庁の全庁横断的に 食品の安全確保に関する施策を推進していく計画となります。大きく二つの施策が定 められています。

一つは、戦略的プラン、現行の9プランございます。資料の左下に書いてございま すけれども、これが重点的・優先的に取り組む施策となっております。

もう一つが、基本施策としまして、現行49施策ございます。これは都庁内の関係 各局が食品の安全確保に取り組む全ての施策となっております。

3点目としまして、計画の進捗状況を食品安全審議会に報告し、公表しております。 以上が推進計画の概略となります。

なお、この「推進計画とは」の枠外に、下に米印ですけれども、食品安全対策推進 調整会議について説明がございます。

これは関係各局、福祉保健局、生活文化局、産業労働局、環境局、中央卸売市場、このような関係各局における食品安全に関する施策の推進ですとか、連携に関する事項を協議する機関となっております。

まず、現行計画の戦略的プランですけれども、資料の左下に、方向性の1、2、3 に沿って全部で九つのプランがございます。プランの詳細ですけれども、こちらは進 捗状況とあわせてご報告させていただきたいと思います。 それでは資料6をごらんください。

戦略的プランの進捗状況となります。昨年7月に開催しました平成25年度第1回 食品安全審議会で、平成24年度までの進捗状況は報告しておりますので、今回は平 成25年12月末までの進捗状況のうち、主なものをご説明いたします。

資料6をめくっていただきまして、まず、4ページ目をごらんください。

戦略的プラン、GAPと、生産情報提供食品事業者登録制度の推進でございます。 右半分に平成25年12月末までの進捗状況が記載されております。

- (1) のGAPでございますが、これは農業生産物の生産工程を管理する手法となりまして、畜産現場での普及を推進しております。
- (2)の生産情報提供食品事業者登録制度でございますが、生産情報を積極的に提供する事業者の取り組みを支援する、こういった制度でございまして、12月末現在で4,353事業者となっております。

また、他県等の制度との連携に東京都エコ農産物認証制度の認証農産物について、申請に基づいて生産情報、提供食品事業者としての登録を可能としております。

続いて、資料の7ページをごらんください。

戦略的プラン2、事業者が取り組む自主的な衛生・品質管理の推進です。

右半分の進捗状況(2)にあります自主管理認証制度の普及ですけれども、この認証制度というのは、事業者が自主的に行っている衛生管理の取り組みを、都が定める基準に基づいて民間の審査事業が認証する制度となっております。

昨年10月にチェーン店の衛生管理を認証する本部認証、それとISOなどの国際 規格、これの認証施設に対する手続を簡略化する特別認証、この二つの取り組みを開 始しております。ですので、これらの制度説明会等を実施しております。

続いて、資料の10ページをごらんください。

プラン3の緊急時における危機管理体制の整備です。

右にあります進捗状況ですけれども、(1)の関係機関との連携強化では、先ほど ご説明しました食品安全対策推進調整会議、こういった会議を開いております。

また、(2) 緊急時対応マニュアル等に基づく訓練の実施ですけれども、ここでは、 東京都、それから、特別区、八王子市、町田市といった、食品衛生監視員でネット回 線を使用した訓練を実施しております。

また、中央卸売市場では、マニュアルに基づく机上訓練を実施予定としております。 続いて、資料13ページをごらんください。

プラン4の食品安全に関する情報収集と評価です。

右の進捗状況でございますけれども、(1)にあります海外情報など、食品安全に関する情報の収集、それと、(2)にあります食品の有害化学物質、汚染調査の実施、

(3) にあります食品安全情報評価委員会による評価、(4) にあります消費生活条例に基づく調査等の活用、これにつきまして記載のとおり実施しております。

続いて資料の16ページをごらんください。プラン5、「健康食品」による健康被害の防止です。

右の進捗状況ですけれども、(1) 市販品に対する監視指導では、市販品の試買調査を125品目実施しております。この結果、不適正な表示ですとか、医薬品成分を

検出したものについては、指導ですとか違反の措置を実施しております。 (2) の健康被害事例専門委員会ですとか、 (3) 健康食品取扱事業者講習会、こういったものを実施しております。また (4) の都民への普及啓発としまして、ホームページ、それからリーフレット等による情報提供を行っております。

続いて資料の20ページをごらんください。

プラン6、輸入食品の安全確保対策の充実です。

右にあります進捗状況ですけれども、(2)輸入食品の検査では、食品衛生監視指導計画に基づきまして、残留農薬ですとか動物用医薬品、こういったものの検査を行っております。この結果、12月までに5品目の法違反を発見しておりますが、こういったものにつきましては必要な措置を実施しております。

(4)では、輸入事業者向け講習会、こちらも例年実施しておりますが、昨年も10月に実施しております。

続いて、資料の24ページをごらんください。

プラン7、食物アレルギーに関する理解の促進です。

右の進捗状況でございますけれども、(1)保育所等におけるアレルギー疾患の相談等に係る人材の育成では、保育所等の職員を対象としました相談実務研修を実施したり、今年度作成しました食物アレルギー緊急時対応マニュアル、これを、保育園ですとか、学校の職員、全教職員への配付を行っております。

(3)では、食品製造段階の対応としまして、食品の製造工程における食物アレルギー対策ガイドブック、これに基づき監視指導ですとか、特別区等への技術的な支援を実施しております。

続いて、資料27ページをごらんください。

プラン8、食品表示に関する知識の普及と適正表示の推進です。

- (1)の適正表示推進者の育成では、育成講習会、それからフォローアップ講習会を実施しています。
- (2)では、食品表示に関する正しい知識の普及としまして、消費生活調査員の方向け、また都民の方向けの講習会を実施しております。
- また(3)食品表示の科学的検証では、DNA検査による品種の判別、それと同位 体検査による産地判別、こういったものを行っております。

続いて資料31ページをごらんください。

戦略的プラン9、食に関するリスクコミュニケーションの充実です。

右の進捗状況ですけれども、(1)わかりやすい情報の提供では、ホームページですとか、ポスター、リーフレットによる情報提供を行っております。

また(2)関係者による活発な意見交換では、都民フォーラムを、BSEをテーマに1回実施しております。なお、2回目の調理製造から考える食物アレルギーにつきましては、今月の2月27日に実施します。

卸売市場におきましては、消費者事業委員会の開催予定となっております。

資料6の戦略的プランの説明は以上となりまして、資料7のほうにお戻りください。 真ん中に、食品の安全を取り巻く現状・今後の動向とございます。

まず、食品に関する事件・事故。それから、今後の動向という形で、大きく二つに

分けて記載させていただいています。

食品に関する事件・事故ですけれども、こちらは現在の計画が始まりました平成2 2年度以降に、これ以降に発生しました事件・事故等で、主なものを3点ほど挙げさせていただいております。

1点目が、重篤または大規模な事件の発生です。

食中毒としましては、依然として多くの発生がありますノロウイルスやカンピロバクター、それから焼き肉のチェーン店ですとか、白菜の浅漬けで発生しましたO157、こういった事例を挙げております。

また、昨年末に冷凍食品への農薬混入事件が発生しておりますので、この件も記載 しております。

2点目として、偽装・誤表示の発生です。

産地等の偽装表示ですとか、アレルギー表示の欠落、こういった不適正表示といったものが見受けられています。

3点目として、食品の放射性物質でございますけれども、平成23年3月に発生しました原子力発電所の事故以来、東京都におきましても、都内産の農産物ですとか、都内に流通している食品への対応、こういったものを行っております。

次に、今後の動向です。こちらも主なものを3点挙げさせていただきました。

1点目として、食品表示法の施行です。

食品表示法は、食品衛生法、JAS法、それから健康増進法、この3法の食品表示にかかる基準を一元化した法律でございまして、昨年6月に公布されております。公布から2年を超えない範囲で施行することとなっておりますので、平成27年6月までには施行されるということになっております。

このことを見据えますと、消費者や事業者に対する一元的な対応ですとか、国や他の自治体、各局との連携というのがより必要になることが考えられます。

2点目に、自主的衛生管理の普及拡大です。

HACCPに基づく衛生管理システムの普及とありますけれども、昨年6月に政府が閣議決定しました日本再興戦略、この中で日本の食品の安全・安心を世界に発信するために、海外の安全基準に対応しているHACCPシステム、これを普及していくとされております。今後、国内でも自主的衛生管理の普及拡大が見込まれるという状況です。

3点目に、進展する食品流通のグローバル化とし、経済の自由化に伴う食品の輸出 入の増加としてあります。

「輸出入」と、輸出についても記載しておりますけれども、先ほどの日本再興戦略の中でも、日本の食品の輸出を促進するとしておりますので、今後の動向として記載させていただいております。

なお、参考までに、資料7の右上に都民アンケートとしまして、その結果をお示し しております。これは昨年の7月ですけれども、インターネットによる都政モニター アンケート、これを実施しております。

アンケートの中で食品の安全性をより確保するために、都が取り組むべきこと、こういった設問がございました。この設問に対する上位三つの回答を載せております。

1位が食品表示の適正化、2位が輸入食品に対する監視指導、3位がO157やノロウイルス等の食中毒対策となっております。

資料右下になりますけれども、以上のような状況を踏まえまして、推進計画を改定するに当たり、このような考え方で検討していただけたらどうかという、そういった方向性をおおまかにお示ししてあります。

一つ目は、現行計画の検証とさらなる推進です。括弧内は具体的な施策を例示としてお示ししております。

食中毒ですとか、農薬の混入、放射性物質のような事件・事故が起こった場合に対する緊急時の危機管理体制の強化、そういったものですとか、自主的衛生管理については普及、拡大を見据え、さらに推進していくこと。それと、食物アレルギーに対する充実、こういった施策を例示として挙げさせていただいております。

二つ目ですけれども、今後の動向や制度改正を見据えた体制整備です。

食品表示法の施行を見据えた相談・監視体制の整備、それから進展する食品流通の グローバル化、こういったものを見据えた輸入食品、輸出食品への対応、それと、こ のような動向ですとか、制度改正に対応するための食品衛生監視員の人材育成、こう いったものを施策の例示として示させていただいております。

一番右下にございますが、推進計画ですけれども、審議会での検討、それから答申 を踏まえまして、平成27年1月をめどに改定していきたいと考えております。

なお、参考資料では、参考資料1から5まで、この推進計画の改定に対する説明、 先ほど申し上げた説明の中の参考となる詳細な資料をおつけしております。

推進計画改定に関する説明は、以上となります。

【西島会長】 ありがとうございました。

それでは、ただいま、諮問事項についての説明がありました。質問等をよろしくお願いいたします。

佐野委員、どうぞ。

【佐野委員】 3点ほど質問させていただきたいと思います。3ページから4ページにかけて生産情報提供食品事業者登録制度の推進ということが書かれているのですが、推進している割には毎年、事業者登録数が減っています。これはどのように東京都としては分析されているのか、教えていただきたい。

それから、二つ目は、10ページになりますが、緊急対応のとき、いかに動くかということなのですが、食品の安全確保については、緊急連絡会議とか緊急対応マニュアルに沿った訓練をしているということが記載されています。先ほどもご説明がありましたけれど、昨年12月のアクリフーズ事件のとき、東京都としては緊急連絡会議を開催したり、または何かマニュアルに沿って独自の対応をされたのですか。

今回の事件はよくわからないことが多かったのですけれど、そういうときには東京 都は何か対応しないのか、どういうことをされたのかということを教えてください。

それから最後に、3点目になるのですが、これは16ページの健康食品のところです。東京都は、健康食品に関して監視指導されたり、また試買調査したりされているということで、私も非常にいいことだと、いつも思っているのですが、非常に違反率が高いのです。

それで、それだけにとても重要なことだと思うのですが、一方から見ると、いつも もぐらたたき状態であって、これでいいんだろうかというのがあります。

今回、規制改革会議の答申によって、国では機能性表示の緩和を求めて、今、いろいろなアンケートをやったり、ヒアリングをしたり検討に入っているわけですけど、これだけのいろいろな違反がある中で、東京都としては、それをどう考えているのか、また、国に何か提言されたり、要求されたりしていることがあるのだったら教えていただきたい。

以上3点です。

【西島会長】 それでは、その3点につきまして、事務局、よろしくお願いいたします。

【平野食料安全課長】 では、ご質問の1点目の、生産情報提供事業者登録制度についてご説明いたします。

私は、産業労働局の食料安全課長の平野といいます。

まずこの制度は平成16年からやっているのですけれども、生産情報、いわゆる生産の履歴等です。農業者でいえば、いつ農薬をやったとか、そういうことを記録してきちんと公開してくださいということを勧める制度でございます。

ご指摘のとおり、登録事業者数がここのところ減少してきている実態があります。その内容は、登録の期間が3年間なのですけれども、更新する人が減ってきているという状況でございます。我々もそれを認識しておりまして、制度が発足したときは非常に注目も浴びたのですけれども、更新をしない方に聞いてみますと、例えば、HACCPが取り入れられたとか、それから、最近直売所なんかに行きますと、QRコードというのですか、押すと生産者が見られるとか、そういうシステムをご自分でやっているようになってきたという実態があります。

業界の状況も変わってきたのではないかなというふうに、我々、担当課としては思っております。

そういうことも踏まえて、この制度の見直しというのを今検討しているところでございます。

たとえば、その見直しの1点が、この制度は全国の事業所を対象としているのですけれども、実は、都内の農業者の登録が非常に少ないという実態がありました。そういうことから、ご指摘の3ページでいいますと、24年度のところの他県等の制度との連携というところの2ポツ目に、東京エコ農産物認証制度というのがあるのですけれども、正しくは、発足したときには、「東京都」と、「都」がついたのですが、「東京都工コ農産物認証制度」といるのがあります。これは環境に色帯なかけないと

「東京都エコ農産物認証制度」というのがあります。これは環境に負荷をかけないように農薬や化学肥料を減らしましょうというのと、それと同時に、記録と公開をきちんとしましょうということも制度の中に付加しています。

このような新たな制度の中にある程度再構築して、農業者の取り組みを促すというようなことを取り組んでおります。

今後、この生産情報の制度につきましては、制度のあり方も踏まえて検討している 最中です。

以上です。

【西島会長】 佐野委員、1点目よろしいでしょうか。

では、2点目をお願いいたします。

【田﨑食品監視課長】 2点目は、農薬の混入事例ですけれども、東京都も年末に、 29日の段階で会社のほうから公表がありまして、それで初めて知ったという状況で した。

もう休みに入っていて、事業者や行政機関も終業しておりましたが、東京都のほうは食品監視課で対応させていただきました。もともとの製造元の所管自治体が群馬県庁だったものですから、情報を収集するとともに、実際に被害を訴えた方々から訴えている症状の聞き取りや残品の回収、検査等を行いました。

実質的には90検体ぐらいの食品残品の検査をさせていただくとともに、有症者についても全て関係自治体にも連絡して、把握させていただきました。

発生状況から見て食品衛生というよりは、むしろフードテロの感触があり、結果的には犯罪という事例でした。そういったものを見据えながら情報収集等を行い、厚生労働省とも状況把握を行ってきたところです。元旦に自主回収等の対応につきまして情報提供させていただいたという経過でございます。

この段階では、今、佐野委員がご指摘の、全体会議の対応はしておりませんけれど も、実際に都民の健康状態を把握して、いち早く情報提供させていただくということ で、一定の初動対応をしたという状況でございます。

【西島会長】 よろしいでしょうか。

では、3点目をお願いいたします。

【垣食品医薬品情報担当課長】 健康安全研究センター食品医薬品情報担当課長の 垣でございます。

私のほうから、健康食品について回答させていただきます。

16ページのほうに掲載させていただいているものについては、東京都の中の、健康食品はさまざまな法令が絡みますので、6法令の所管部局が連携しながら対応している試買調査の結果について掲載しております。

指導を前提に調査していますので、不適切な表示、広告などを目視で確認しながら、 もしくは通販でも怪しいなというふうに考えるものについて、積極的に購入検査を実 施しております。

内容について、国への提言や要求は、現段階ではいたしておりません。個々の事例 について関係機関と協力しながら、事業者指導に当たっております。

あと、機能性表示については、国のほうの動向を見据えながら実施している事業者 講習会、それから、これも連絡会のほうで対応しております健康食品取扱マニュアル なども発行しておりますので、そういったところで動向を見ながら反映させて、今後 対応していきたいと考えております。

【西島会長】 よろしくお願いします。

【田崎食品監視課長】 あわせて、佐野委員のご質問ございましたけれども、健康 食品については、今後広がりも出てくる可能性も高い。

東京都だけではなくて全国的な問題でもありますので、健康食品に関する制度の構築を図るということで、国に提案要求させていただいておりまして、いわゆる健康食

品につきましては、健康被害の発生を防止すること、まずそれが第一であり、消費者の皆様が正しく利用できますように、法的な位置づけをしっかりしてくださいということで、国に提案要求させていただいております。

そういう中で、表示とか安全性の基準を設けるとか、それから、そういった総合的に実効性のある制度を構築するように、国に対して東京都から要求させていただいているという状況でございます。

【西島会長】 佐野委員、よろしいでしょうか。

【佐野委員】 ありがとうございました。

【西島会長】 ありがとうございました。

それでは、他にありませんか。

【飛田委員】 飛田でございます。

ご説明をお伺いいたしまして、ただいまの、質疑では、将来に向けてのこともよろ しゅうございますか。ではなくて、現状についての質疑がよろしいでしょうか。

【西島会長】 説明の内容だけにしますか、それとも将来のものまでよろしいでしょうか。

【田﨑食品監視課長】 将来につきましては、これからの審議会の中で議論していただく形になると考えておりますが。よろしいですか。

【西島会長】 今の説明に対する質問ということで、お願いいたします。

【飛田委員】 佐野委員も、いろいろとご指摘になられたこととも重複する部分もあるのかと思いますけれども、例えば、3ページの東京エコ農産物認証制度(仮称)との連携に向けて検討を進めていて、従来の制度の見直しを図りつつあるというお話でございました。これは他県の生産者等のお話を伺った、その感想でもあるのですけれども、生産資材が円安等によって大変上がってきていて、そういう影響を受けて、エコファーマーというのはしんどいんですよということを言っておられたのです。

これは東京においても同様のことが考えられるんではないかと思いますので、いろいるな点について情報を収集していただいて、進めていただきたいと思います。

それから、健康食品に関しましてですけれども、いろいろな形の取り組みを進めていただいてありがたく思っておりますが、国の新たな機能性表示の実質的には事業者による制度の検討が開始されているようでございます。

それはどういうふうな方向になるのか、まだ最終的にはよくわからないのですけれども、これから先のことを見据えながら、現状の中で、特に慢性的な健康影響がどのようになっているかということ、そして、これから、いわゆる今までの特保等による国の規制以外のことも考えられるようでございますので、業界はどのような考え方で進めようとしているか、健康被害等についてどのように考えているかといったことを東京都としても、よく見ていただきたいと思っております。

それから、輸入事業者。

20ページになるのでしょうか、輸入食品の検査もお進めいただいているところですが、BSEの問題などもさらに継続していただきたいとは思っております。BSE制度の国の制度の変更によりまして、例えばアメリカ産のものが大変たくさん市場に出回ってきておりますが、残留農薬だけでなく農畜産物の添加物、飼料添加物とか、

あるいはホルモン剤、そういったものなども気になるところですので、そういうことについても配慮していただきたいということ。

それから、1点申し忘れましたが、これも輸入食品でもあり、健康食品でもあるんですが、消費者団体に、私どものところに直に来たものではないのですが、寄せられた情報によりますと、例えば大麦若葉など輸入のものについて、放射線の照射がしてあるのではないかという通報がございました。

そういう意味では、輸入食品のチェックポイントとして、放射線の照射等も、現状でもしていただいているところもあるかとは思いますけれども、なお一層よろしくお願いしたいと思いながら、話を伺っておりました。

以上でございます。

【西島会長】 要望ということですが、今、お答えいただかなくても、その要望ということで受けとめていただければよろしいですか。

それとも、何かこれについてはお答えいただきたいという。

【飛田委員】 現在、視野に入れてやっておられることがあれば、お話をいただき たいと思います。

それで、もう1点忘れておりましたけれども、この間の冷凍食品への農薬混入のことについてのご説明をお伺いしておりまして、思いましたことですが、これは産業労働局さんの管轄になるのか、私も十分把握できておりませんが、犯罪ではあったけれども、その犯罪の背景に、今の労働環境、雇用関係、さまざまな不満があったということです。そういう意味では、食品安全推進調整会議等で、そういった事件、事故等の背景にあるものは何かということをぜひ取り上げていただいて、東京都として対応していただけることがあれば、あれは他県の工場で起こったことですから、直接的に働きかけというのは難しいのではないかと思いますけれど、類推していろいろなことが考えられると思いますので、そういうことも視野に入れていただければと思っております。

【西島会長】 非常に広い範囲のことですので、端的にお答えできるところだけお答えいただけると。

事務局のほうで何かありますか。

【平野食料安全課長】 食料安全課長の平野です。農業サイドの話になるのですけれども、制度の見直しについては飛田委員おっしゃったように、農業者がしんどくなってくるという背景があります。いろいろ農業に関するものを見てみると、時代の要請というのですか、いろいろなものが時代時代によって積み重なってくるのです。

我々が、今、見直しをしようと思っているときに考えているのは、やはり生産者が 取り組みやすいということと、かつ制度が消費者にわかりやすいということです。

生産者に取り組みやすく消費者にわかりやすいというスタンスを持って、きちんと やっていきたいというふうには思っております。

ちょっとお答えになるかどうかわかりませんけれども、考え方としてはそれを踏まえていきたいと思っております。

【西島会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。 それでは、次に、矢野委員お願いします。 【矢野委員】 先に資料6の部分で、7ページの事業者に対するコンプライアンス 意識向上支援についてお聞きします。

25年に限らず、24年度から、いわゆるコンプライアンス意識向上支援のセミナーが開催されてなくて、恐らく前の審議会のときでもその意見を言ったかもしれませんが、昨今の状況を見れば、偽装等も含めてですけれども、改めて事業者のコンプライアンスの向上は非常に重要になってきている中で、今年度もやはり実施はなかったというところで、そのあたりをどういうふうにとらえてらっしゃるか。他に何か担保できたことがあるのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

それから2点目ですが、資料7のところの、食品安全を取り巻く現状・今後の動向についての、食品に関する事件・事故についてですが、真ん中に、偽装・誤表示の発生というのがありますが、ことし大きかったのはメニュー偽装のことだと思いますが、これは景表法の範囲だということで、個々の推進計画でとらえる情勢として書かれていないのか、その辺の受けとめはどうなっているのかお聞きしたいと思います。

以上2点です。

【西島会長】 それでは、事務局よろしくお願いします。

【田﨑食品監視課長】 まず1点目のセミナーの開催ですけれども、事業者のコンプライアンスは非常に大切ですし、先ほどの農薬の混入についても、行政への報告が速やかではなかったということもあります。

そのため、来年度の監視指導計画の中でも、そういった事業者コンプライアンスを 高めていく必要から、保健所、広域監視部門などが、食品関係事業者に対して、コン プライアンス意識の向上を含めて徹底指導していく予定でございます。

保健所においても、講習会やセミナーの開催だけではなく、積極的な情報提供を行 政側が意欲をもって進めていくという考えでございます。

【西島会長】 よろしいでしょうか。

それでは、佐々木委員、お願いします。

【佐々木委員】 ありがとうございます。

私は、感想と質問、一つずつお願いしたいと思います。公募委員の佐々木でございます。

2.4ページの食物アレルギーに関する云々のところでございますけれども、食物アレルギー緊急時対応マニュアル、これは、私は大変ありがたいというふうに思っておりますけれど、保育園、幼稚園、公立私立、全教職員に、そのマニュアルをお配りいただいた。なかなかこういうことはないのですね。

私は、かつての学校現場では、たった1枚の通知で職員に徹底するということは、なかなか難しゅうございますので、全教職員に配付していただいたというのは、それだけ大変多様なことがあったからだろうというふうには思いますけれど、大変ありがたい、感謝を申し上げたいと思います。それが感想、一つです。

それから、もう一つは、質問でございますが、26ページの食品表示に関する云々のところでございます。

(2) の消費生活調査員向けの研修会を開催(3回)というふうになっておりますけれど、他の研修会等につきましては、1回か2回なんでございますが、これは3回

になっているのですね。

これは同じ調査員に対して3回しているのか、あるいは違う調査員、それぞれ違う対象の調査員にしているのか、延べなのか、その辺のところがちょっと不明ですので教えていただければありがたいと思います。これが質問です。

以上です。

【田﨑食品監視課長】 調査員については、同じ調査員に対して説明会を行っています。

非常に調査内容が複雑になっておりますので、それぞれ回を分けて、回数を追って 3回個別にさせていただいているという現状でございます。

【西島会長】 ありがとうございます。

矢野委員、何か。

【矢野委員】 資料7について質問したのですけど、お答えをいただいてないので。

【西島会長】 それについて、よろしくお願いします。

【藤井消費生活部長】 消費生活部長の藤井です。

現在、景品表示法のガイドライン作成ということで、そういった方向で消費者庁が中心に検討を進めておりますが、ここの計画の中に盛り込んで記載していくかどうかというのは、今後の検討過程の中かと思いますが、今回のメニュー表示については、優良か有利かという点があるので、ここで言う安全の視点とは若干違うのかなと思います。そこは議論の中で今後ガイドラインが出て、必要であれば盛り込んだらどうかというふうには考えております。

【西島会長】 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

他にありませんでしょうか。

【畝山委員】 補足ということで、単なる意見ですが、先ほど健康食品の話が出ましたが、年末にアクリフーズの事件があって紛れてしまいましたが、国内で、個人輸入したいわゆる健康食品によって健康被害が複数発生しています。

しかも、厚生労働省が注意するようにと通知して、その後に服用して健康被害にあっているのです。

取締りの話を先ほど佐野委員がなされたのですが、個人輸入に関しては、行政で対応するというのはほぼ不可能ですので、消費者自身が自分を守るための情報を周知するしか方法がなく、ここでいうと、リスクコミュニケーションくらいしかやることがないと思います。

それに関しては、今までもやっておられるのですけど、そういう行政にはできないことがあるのだということも伝えていただきたいと思います。

それから、アンケートの結果を今見ていたのですが、食品の安全性について質問をしたときに、安全性の根拠が「産地」と答えることが多く、産地は、安全性にはあまり関係ないのですが、消費者がそう思っているということは、やはりリスクコミュニケーションが、別に東京都のせいではないのですが、うまくいってない部分がかなりあるのだろうと思いますので、この辺も課題として考えていきたいと思います。

【西島会長】 ありがとうございます。

全くそのとおりだと思っております。ありがとうございます。

他にありませんでしょうか。

それでは、活発なご検討、ご討議ありがとうございました。

続きまして、議事の2、ウ、今後の検討方法について、事務局よりご説明お願いいたします。

【田﨑食品監視課長】 それでは、次期の東京都食品安全推進計画改定までのスケジュールについて、ご説明させていただきたいと思います。

資料8をごらんください。

諮問事項に関する検討方法につきまして、食品安全審議会規則第6条に基づきまして、本審議会のもとに部会を設置して具体的な検討をお願いしたいと存じております。 部会の設置につきまして、事務局からご提案させていただければと思います。

資料8でございます。

スケジュールという形で、提案させていただきます。まず、本日、第3回目の審議会で諮問させていただいたところでございますけれども、こちらを検討部会に、いわゆる分科会という形で検討させていただきまして、中間のまとめの案をつくらせていただきたいということでございます。

その後、26年度に入りまして、26年度1回目の審議会で、部会でつくらせていただいた案をここでたたいて、中間のまとめの報告をさせていただいて、たたいていただく。その後、中間のまとめの公表を早速そこでさせていただいて、パブリックコメントを募集させていただくということでございます。

その後、検討部会によって答申案、パブリックコメントのご意見等を踏まえ答申案 をさらに作成し、26年度内に第2回の審議会、答申をここで受けさせていただくと いうことでございます。

ここで、またさらに、できた案につきましての公表をさせていただいて、パブコメを求めまして、計画を最終的に決定していくという形で、27年度に向けて、このような形で進めさせていただきたいと考えておりますけれども、以上が、次期計画改定までのスケジュールとなります。よろしくお願いいたします。

【西島会長】 ありがとうございました。

説明いただいたように、審議会として、ことしの7月に中間報告、10月に答申を まとめるということでございます。

また、事務局より部会を設置したいという提案がございましたが、これについてご 意見がありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、この検討スケジュールと部会設置について了解を得たということで、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは検討部会の委員について、事務局からご説明をお願いいたします。

【田﨑食品監視課長】 検討部会の委員につきましては、審議会規則で、会長が指名していただくことになっておりまして、西島会長に人選をお願いしまして、そして、第1回目を3月末に早速開催したいという事務局案でございます。

また、今回も、計画改定の具体的検討に当たりまして、臨時委員も、専門的な委員にもさらに検討に加わっていただくことを考えております。

【西島会長】 ありがとうございます。

事務局から部会の委員について説明がありました。

私といたしましては、大屋副会長に相談させていただいて、部会委員を決めさせて いただきたいと考えております。よろしいでしょうか。

(異議なし)

【西島会長】 ありがとうございます。

【田﨑食品監視課長】 それでは、会長と副会長をご相談の上、部会委員が決まりましたら、事務局から皆様に、書面にてご報告させていただきたいと思っております。

【西島会長】 それではよろしくお願いいたします。

これで予定されていた事項につきましては終了いたしました。

進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いします。

【田﨑食品監視課長】 西島会長、どうもありがとうございました。

きょうは本当に天候の悪い中、会議に御出席していただきまして、ありがとうございました。

本日の審議会はこれをもちまして閉会とさせていただきます。本日はお忙しい中、 どうもありがとうございました。